

第 54 期令和 4 年度第 6 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 4 年 8 月 23 日 (火) 10:00 ~  
香 川 労 働 局 第 1 会 議 室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) その他

3 閉 会

# 第 54 期令和 4 年度第 6 回

## 香川地方最低賃金審議会

### 資料目次

- 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
- 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）

写

令和4年8月5日

香川労働局長  
松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



## 香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け香労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額820円）は、令和2年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者の事業存続と生産性向上のため、業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

## 香川県最低賃金

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 878円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

## 香川県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820円
- (3) 発 効 日 令和2年10月1日

### 2 生活保護

#### (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

#### (2) 対象年度

令和2年度

#### (3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,466円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### （註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 820\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,436\text{円} \end{aligned}$$

写

資料No.2



2022年8月16日

香川労働局長 松瀬 貴裕 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）

議長 安部 行洋



## 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

第54期令和4年度香川地方最低賃金審議会において、2022年8月5日に出された令和4年度の香川県最低賃金額を878円とする答申に対して、最低賃金法第10条、同法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し出ます。

例年、最低賃金額の引き上げに反対する委員もいる中で、時間額単独方式になった2002年度以降で最高の引き上げ額(+30円)とされたことに一定の評価はするものの、エネルギー・食品を中心とした生活物価の急激な高騰に対応した金額とは到底言えず、審議会の採決においても労働者側委員全員が反対したのは当然の結果と言えます。

また、最低賃金の答申額は、最高額地域との格差をひろげるものであり、ワーキングプアの解消や同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは、到底思えない内容であり、異議を申し出ざるをえません。

ついては、今年度の香川県最低賃金の改定答申については、下記に示す意見も踏まえられ、再審議していただけるよう強く要望するものです。

記

### 【異議申し出の理由意見】

#### 1. 最低賃金額は日本国憲法の生存権を見据えた水準に

今年の最低賃金改定の答申額は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に沿う額といえるのでしょうか。

意見陳述でも述べたとおり、私たち全労連が全国各地で生計費調査を行い、25歳独身が1ヶ月生活するには、全国どこでも月24~25万円の収入が必要であり、時間単価に換算すると1,500円になることを示しています。その金額は徐々に増加しており、同じ調査を今年実施すれば、物価高騰の影響を受け、さらに上昇することは明らかです。

こうした事態に陥った原因は、これまでの答申額が、中央最賃審議会の目安額や生活保護費との比較方法(18-19歳・単身者のみ比較)に縛られ、最低賃金額近傍の収入で働く労働者の生活実態を調べ、本来、比較すべき労働者の標準的な生計費と最低賃金額の妥当性について議論してこなかったためではないでしょうか。

このままでは、最高額の東京と香川では、時間当たり193円の格差がさらに広がります。

同じコンビニで月平均労働時間 174 時間働いたら、香川は東京より 33000 円以上も低い収入しか得られません。これは仕方の無いことなのでしょうか。それとも、東京と香川では労働の密度に差があり、労働密度を加味した最低賃金額を出したのでしょうか。

**最低賃金法は労働密度を加味した最低賃金額を出すことなど求めていません。**

7月11日提出の意見書でも述べたとおり、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出は続いている、その大半は、働き盛りの若年層・子育て世代が占めています。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方の活力を著しく疲弊させています。大都市圏への人口流出の要因は、最低賃金の地域間格差だけでは有りませんが、大きな要因であることは否定できません。今までのような地域ランク別に改定目安額を示す方式では、地域間格差を大きく縮めることは期待できません。地方を疲弊させる地域間格差の是正のため、全国一律最低賃金制度の確立が絶対に必要です。

このような危機意識は、労働者人口が減少している多くの地域が抱えています。今年の各地方審議会では、B～Dランクの14道県が目安額を上回る改定額（8月10日時点全労連調べ）を答申しており、香川県地方最低賃金審議会でも共有しなければならないと考えます。

再度、改定額を検討し、地域間格差を縮める改定額を出していただきたい。それができないと言うのであれば、できない理由を是非ともお聞かせいただきたい。

## 2. 政府・厚生労働省に対する要望の再検討を

今年の各地域の最低賃金審議会では、「政府への最賃引上げによる環境整備などの拡充をしっかりと示してほしい」との付記意見も多くなつたようですが、ある地方審議会では、使用者側委員から「できるかぎり早期に加重平均 1000 円以上をめざす。」と言っているが、その期限が明確ではなく、毎年根拠のない（中央審議会の）目安額に翻弄されている。どのような工程でその金額に到達しようとしているのか、また、政府の示す各種施策との時間軸の関連などを示してほしい。」と政府と中央最賃審議会に対する強い要望が出され、公益委員からは「他県の公益委員との情報交換ルートを作つてほしい。」との要望が出たようです。

香川地方審議会でも「当審議会として、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者の事業継続と生産性向上のため業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。」と、付帯意見として物価高騰が含まれましたが、以下2点の考えが欠落していると思われます。

- 1) 物価高騰の影響を受けるのは、中小企業・小規模事業者の経営だけでなく働く労働者の生活も同じことです。労働者委員からは物価高騰の影響を反映させた意見と必要改定額も出たはずです。しかし、香川地方審議会の付帯意見には、労働者への影響がひと言も反映されず、中小業者の企業経営を取り巻く環境しか踏まえていません。これでは、片手落ちと言わざるを得ません。

- 2) 「業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を」要望しておられます  
が、昨年の業務改善助成金の拡充のように、過去最大の 70 社は利用しましたが、県内中小企業 3 万社の 0.2% しか利用しない制度改正に留まります。  
業務改善助成金などの各種助成金をどのように拡充するのか具体的な改善案を記載しないと、昨年までの効果の少ない改善しか望めません。

最低賃金近傍で働く労働者の物価高騰の影響も踏まえた意見の変更と、具体的な各種助成金の拡充意見の追加を、審議会で議論していただきたい。

それができないとするならば、できない理由も是非ともお聞かせいただきたい。

また、公益委員に於かれては、他地域の公益委員が要望されたように、「他地域の公益委員と情報交換できるルートの作成」を要望していただきたい。

## 【結語】

以上のとおり、今年度の改正答申を、このまま認める事はできません。

政労使合意「2020 年までに平均 1000 円」の目標年を 2 年も経過している状況を取り戻し、目安額以上の改定額を答申した地域の考えを共有し、今年度の改定額(引上額)を再審議し、上積み議論していただくことを強く求めるものです。

以上。